静岡市自転車等の駐車秩序に関する条例（平成15年静岡市条例第235号）新旧対照表（素案）

現行	改正後（案）
（放置自転車等の撤去に伴う措置） （新設）	（放置自転車等の撤去に伴う措置） 第24条　市長は、第22条及び第23条の規定による撤去に際し、当該自転車等がワイヤー錠その他のこれに類するものにより工作物等に固定されているときは、当該撤去のために必要な限度において、当該ワイヤー錠その他これに類するものの切断その他必要な措置を講じることができる。 ２　市は、前項の規定による措置により生じた損害については、賠償の責任を負わない。
（撤去した自転車等の措置） 第24条　市長は、第22条第２項若しくは第３項又は前条第２項の規定により自転車等を撤去したときは、適当な場所にこれを保管するものとし、当該自転車等を保管したときは、規則で定めるところによりその旨を告示するとともに、当該自転車等の所有者に当該自転車等を返還するために必要な措置を講ずるものとする。ただし、当該撤去した自転車等が明らかにその機能を喪失しているものと認められるときは、この限りでない。 ２　市長は、前項本文の規定により保管した自転車等につき、同項本文の規定による告示の日から起算して６箇月を超えない範囲内で規則で定める期間を経過しても、なお当該自転車等の引取りがない場合において、その保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車等を売却し、その売却し	（撤去した自転車等の措置） 第25条　市長は、第22条第２項若しくは第３項又は前条第２項の規定により自転車等を撤去したときは、適当な場所にこれを保管するものとし、当該自転車等を保管したときは、規則で定めるところによりその旨を公示するとともに、当該自転車等の所有者に当該自転車等を返還するために必要な措置を講ずるものとする。ただし、当該撤去した自転車等が明らかにその機能を喪失しているものと認められるときは、この限りでない。 ２　市長は、前項本文の規定により保管した自転車等につき、同項本文の規定による公示の日から起算して６箇月を超えない範囲内で規則で定める期間を経過しても、なお当該自転車等の引取りがない場合において、その保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車等を売却し、その売却し

た代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき、又は売却することができないと認められるときは、市長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。	た代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき、又は売却することができないと認められるときは、市長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。
3　第１項本文の規定による告示の日から起算して６月を経過しても、なお引取りがない自転車等（前項前段の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）があるときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。	3　第１項本文の規定による公示の日から起算して６月を経過しても、なお引取りがない自転車等（前項前段の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）があるときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。
（費用の徴収）	（費用の徴収）
第25条　（略）	第26条　（略）
（委任）	（委任）
第26条　（略）	第27条　（略）
第６章　罰則	第６章　罰則
第27条　（略）	第28条　（略）
第28条　（略）	第29条　（略）

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の規定による改正後の静岡市自転車等駐車場条例第25条第２項及び第３項の規定は、この条例の施行の日以後に保管する旨の告示を行った自転車等に適用し、同日前に保管する旨の告示を行った自転車等については、なお従前の例による。